

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の10第3項
処分の概要：練習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め：銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第70条（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：3日（行政庁の休日は含まない。書換えにあっては1日。）
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備考：